

平成22年度事故防止対策支援推進事業 (運行管理の高度化に対する支援) 第2次募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

映像記録型ドライブレコーダーの導入に対する支援

(2) 補助対象事業者

① 四国運輸局管内又は沖縄総合事務局管内において一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者である者（第1次募集において補助申請を行った事業者は除く。）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

② ①に該当する者に映像記録型ドライブレコーダーを貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象営業所

四国運輸局管内又は沖縄総合事務局管内の営業所

(4) 補助対象車両

四国運輸局管内又は沖縄総合事務局管内の営業所に所属する事業用自動車

(5) 補助対象機器

映像記録型ドライブレコーダー

（機能要件）

次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。
- (2) 撮影情報等を記録、出力することができること。
- (3) 十分な耐久性があること。
- (4) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (5) 機械的動作が円滑であること。
- (6) 時間情報を取得できること。

- (7) 第1次募集要領において補助対象として規定されたデジタル式運行記録計のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。
- (8) 当該ドライブレコーダーにより記録された情報をソフトウェアを用いることにより安全運転に関する指導に活用できること。

(具体的な補助対象)

- 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器の取得費
- 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器の取得費

- (注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器：加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器
- (注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器：車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

(6) 補助率

取得に要する経費の1/3（ただし、補助限度額を下記の通り定める。）

- ① 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器1台あたり：3万円
- ② 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器1台あたり：5万円
- ③ 補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）当たりの上限を80万円とする。（申請状況によっては、さらなる上限を付したうえで補助金の交付を行う場合がある。）

(7) 補助採択の方針

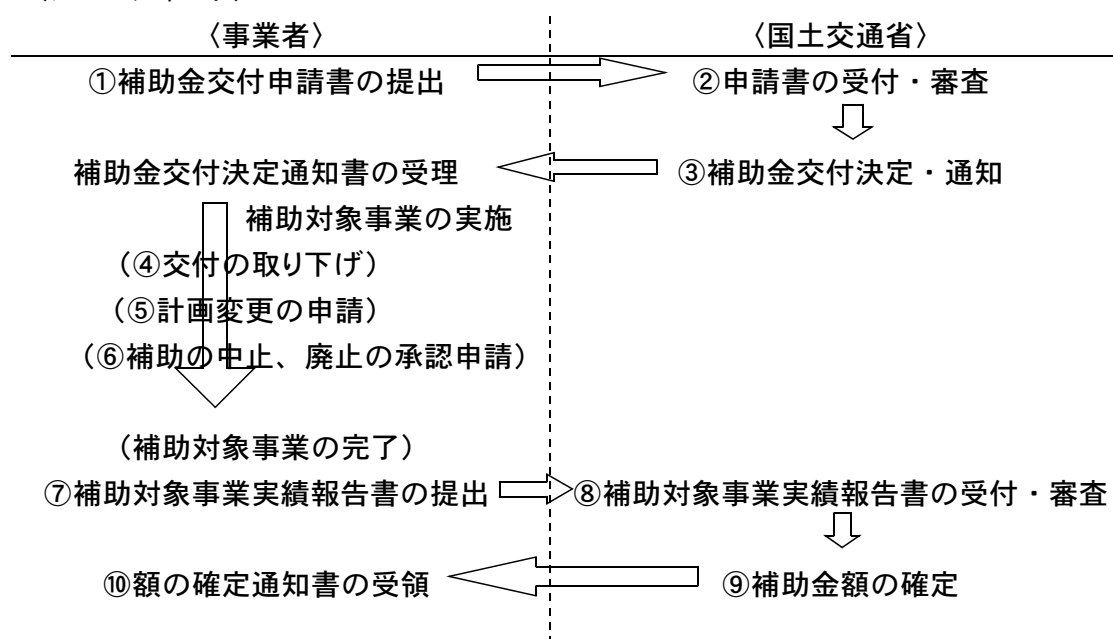
- ① 補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 単年度5台以上導入すること。
 - (2) 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること

- (3) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回ること。
- (4) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年を超えることとし、リース契約期間が5年に満たない場合は、その契約期間満了後も取得から5年間を超えるまでの間補助対象となる自動車運送事業者が当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- (5) 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- (6) 補助対象機器の売買契約が平成23年1月17日以降であり、かつ、平成23年3月31日までに取り付けされるもの
- (7) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。

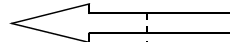
② 補助対象事業者が一般乗用旅客自動車運送事業者（リース事業者の貸し渡し先が一般乗用旅客自動車運送事業者である場合も含む。）である場合は、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」第11条に定める特定地域における特定事業計画の認定（以下「事業認定」という。）を受けた者、事業認定申請を提出した者、又は事業認定申請を予定している者については、交付予定枠の内定について優先採択するよう配慮するものとする。

2. 補助金交付までの流れ

（フローチャート）



補助金の受領



⑪補助金の交付（支払い）

① 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者は、下記の書類に必要事項を記載のうえ四国運輸局、四国運輸局管内の運輸支局、沖縄総合事務局（以下「四国運輸局等」という。）に提出すること。

- (1) 交付要綱第1号様式
- (2) 実施要領の別紙7及び8
- (3) 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画について記載した書類（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成したもの）
- (4) 申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類（補助金の交付を受けている者が自動車運送事業者の場合にあっては、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる営業報告書（以下「営業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの、リース事業者の場合は、会社の登記簿謄本、定款の写し、直近の事業年度末における貸借対照表など）
- (5) 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること）
- (6) 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が5年に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より5年を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類
- (7) 補助金の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者であることを証する書類（営業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）
- (8) 補助金の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が一般乗用旅客自動車運送事業者で、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」第11条に定める事業認定を受けた者、事業認定申請を提出した者又は事業認定申請を予定している者である場合は、

それらを証明することが出来る書類

- (9) 補助金の交付を受けようとする者が、同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、他の国の補助金を受けないことを証する書類

- (10) その他参考となる書類

その他に、申請者の担当者名、連絡先住所、連絡先電話番号、連絡先ファックス番号、連絡先メールアドレス及び補助金の振り込み先（口座住所、口座住所のふりがな、口座名義、口座名義のふりがな、振込先金融機関及び支店名、預金種別、口座番号）を記載した書類並びに補助金の振込先口座の通帳の口座番号等が記載されたところのコピーを提出すること。

- ② 申請の受付、審査

補助対象事業者から申請書の提出があったとき、四国運輸局等において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

- ③ 補助金交付決定、通知

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとするほか、交付決定に際して、必要な条件を付すことが出来る。

また、交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を自動車事故対策費補助金交付決定通知書により事業者に通知するものとする。

- ④ 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げる事が出来る。

- ⑤ 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

- ⑥ 補助の中止、廃止の申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

⑦ 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日から1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに下記の書類に必要事項を記載のうえ申請書を提出した四国運輸局等に提出すること。

- (1) 交付要綱第7号様式
- (2) 実施要領別紙9
- (3) 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）
- (4) 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し
- (5) 補助対象機器の納品書の写し
- (6) 購入・整備した補助対象機器の写真（車載器は車に設置されている状態、事業所用機器は事務所に設置されている状態がわかる写真）
- (7) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、賃貸契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること。）並びに当初のリース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類
- (8) その他参考となる書類

⑧ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

補助対象事業者から報告書の提出があったとき、四国運輸局等において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

⑨ 補助金額の確定

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自動車事故対策費補助金の額の確定通知書を当該事業者に通

知するものとする。

⑩ 額の確定通知書の受領

事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、交付要綱の別紙第9号様式による自動車事故対策費補助金請求書を提出するものとする。

3. 補助金交付申請書の受付期間

本年度の補助金交付申請書の受付期間は、平成22年12月6日～平成22年12月17日までとする。

4. 注意事項

補助金の申請受付期間中の申請状況において予算枠に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとする。また、その旨については、翌日公表するものとする。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の窓口は下記の四国運輸局等で行うものとする。

- 四国運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：087-835-6372）
- 四国運輸局徳島運輸支局（電話：088-641-4813）
- 四国運輸局香川運輸支局（電話：087-882-1355）
- 四国運輸局愛媛運輸支局（電話：089-956-1561）
- 四国運輸局高知運輸支局（電話：088-866-7313）
- 沖縄総合事務局運輸部陸上交通課（電話：098-866-1836）